

## 新千里東町地域自治協議会規約運用内規

1. 第16条（総会の構成）の第2項に関して、総会にて承認の別表に掲げる団体の内、ザ・千里タワー及びザ・千里レジデンスのマンションにあつては、管理組合が自治会に代わる組織として認める組織（5名以上で構成される組織をいい、その組織は当該団体において1つに限る）を代表する者を代議員とすることができる。
2. 第26条（理事会の構成）の第1項に関して、総会にて承認の別表に掲げる団体の内、ザ・千里タワー及びザ・千里レジデンスのマンションにあつては、管理組合が自治会に代わる組織として認める組織（5名以上で構成される組織をいい、その組織は当該団体において1つに限る）を代表する者を理事とすることができる。
3. 本運用内規は2015年5月17日より適用する。
4. 公募代議員、公募理事に関して、定例総会で改選手続き（再任・新任・退任）を行うものとし、役員の再任については、公募代議員（公募理事）の手続きを経なくともよい。（第11条）
5. 公募代議員の募集は、3月1日より行い、3月末で締め切るものとし、公募代議員、公募理事の承認は理事会にて行うものとする。ただし、次年度の理事候補の中に公募理事の再任が含まれている場合は、その人数を定数の5名から差し引くものとする。（第26条）
6. 本運用内規は2017年5月21日より適用する。